

ご存じ
ですか？

整骨院・接骨院を受診される皆さまへ

健康保険、使える場合・使えない場合

整骨院や接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門の方が施術をする施設で、医療機関（病院）ではありません。そのため、健康保険が使える範囲が限られています。

▼ この場合の施術、健康保険が使える？使えない？

- 日常生活の疲れ、肩こり
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 神経痛・リウマチ・関節炎
- 脳疾患の後遺症などの慢性病
- 工作中や通勤途上の負傷（労災保険の対象）



答え：× すべて健康保険が使いません！

健康保険が使える場合

急性などの外傷性の

- 打撲
- ねんざ
- 挫傷（肉離れなど）
- 骨折・脱臼

※骨折・脱臼は医師の同意が必要です
（応急手当を除く）



健康保険が使える
のって、「外傷性の
負傷」だけなのね！



健康保険が使えない
場合、施術にかかる
費用は全額自己負担
（10割）になります。



ご存じ
ですか？

施術を受ける際の4つのコツ

整骨院や接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門の方が施術をする施設です。正しい知識で受診して、早く治しましょう♪

① 負傷した理由を正確に伝える

外傷性の負傷でない場合は、健康保険が使えません。また、交通事故など第三者の行為によるケガの場合は、協会けんぽへ必ず連絡をしてください。

② 領収書は必ずもらう

領収書は、所得税の医療費控除を受ける際に必要です。
大切に保管してください。
金額などに相違があれば、協会けんぽまでご連絡ください。



③ 治療が長引く場合は、医師の診断を受ける

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられます。
一度、医師の診断を受けてください。

④ 「療養費支給申請書」は自分で署名・捺印する

「療養費支給申請書」は、患者さまが柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を協会けんぽに請求し、支払を受けるために必要な書類です。

負傷原因・負傷名・日数・金額をよく確認し、署名してください。
白紙の申請書に署名をするのは、間違いにつながる恐れがあります
ので、ご注意ください。



治療内容をお尋ねすることがあります

負傷原因や治療内容などについて、協会けんぽより文書でお尋ねする場合があります。

その際にご自身で回答書をご記入いただきますようお願いいたします。



全国健康保険協会
協会けんぽ
福島支部

担当：業務グループ

TEL 024-523-3917